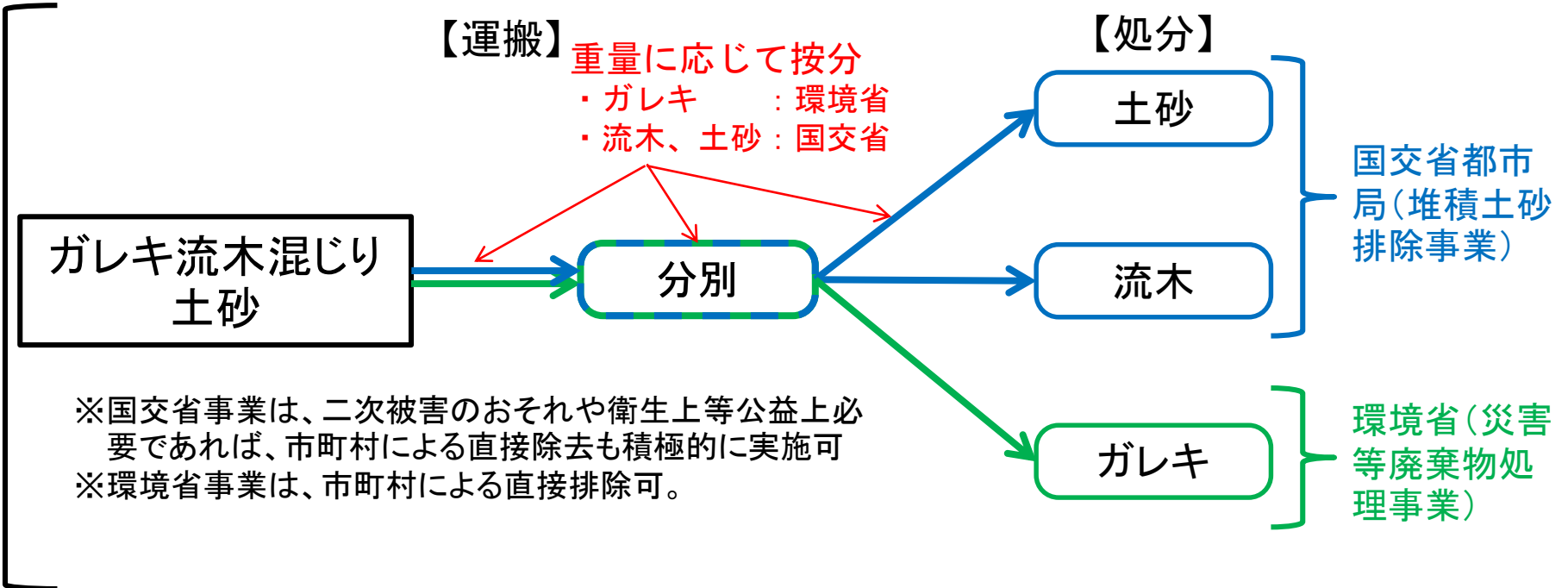


## 堆積土砂等の事業活用例(環境省事業と国交省事業を併用する場合)

○宅地内



- 各事業は、査定前着工可
- 事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- 事後的に、災害査定申請において、分類すればよい
- 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくこと
- 申請のワンストップ化を実施予定(環境省又は国土交通省都市局のどちらか一方に申請持ち込み可)